


| 頁 | 旧 | 新 | 摘要 |
|---|--|---|---------------------------------------|
| | <p style="text-align: center;"><u>座間市公共工事共通取扱書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> <u>平成 25 年 4 月</u> <u>平成 25 年 9 月改正</u> <u>平成 27 年 4 月改正</u> <u>平成 30 年 7 月改正</u> </p> <p style="text-align: center;"><u>総務部契約検査課</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>座間市公共工事共通取扱書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> <u>平成 25 年 4 月</u> <u>平成 25 年 9 月改正</u> <u>平成 27 年 4 月改正</u> <u>平成 30 年 7 月改正</u> <u>令和 3 年 8 月改正</u> </p> <p style="text-align: center;"><u>総務部契約検査課</u></p> | <p style="text-align: center;">追加</p> |

| | | | |
|----|--|--|-------------------------------|
| P1 | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 目的 座間市発注の土木、建築工事等の施工にあたり、関係法令を遵守するとともに、工事施工に関する仕様書の共通取扱事項として下記のとおり定める。</p> <p>2. 適用 (1) 座間市が発注する土木工事の施工に当たっては、座間市土木工事共通仕様書（平成 30 年 7 月）を準用する。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 目的 座間市発注の土木、建築工事等の施工にあたり、関係法令を遵守するとともに、工事施工に関する仕様書の共通取扱事項として下記のとおり定める。</p> <p>2. 適用 (1) 座間市が発注する土木工事の施工に当たっては、座間市土木工事共通仕様書（令和 3 年 8 月）を準用する。</p> | |
| P2 | <p>(1) コリنز (CORINS) への登録</p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (コリنز) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> | <p>(1) コリنز (CORINS) への登録</p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム (コリنز) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメールで送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリنز登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> |
| P3 | <p>2) 工事使用材料に係る仕様書</p> <p>1. 座間市が発注する工事における使用材料は、原則として施工計画書に、名称・寸法・規格番号・製造会社名および納入時期を記載し、日本工業規格 (JIS)・日本水道協会 (JWWA)・日本下水道協会 (JSWAS) の規格品、JIS 認定許可工場製造のコンクリート製品を除き、カタログ等の資料を添付し提出すること。</p> | <p>2) 工事使用材料に係る仕様書</p> <p>1. 座間市が発注する工事における使用材料は、原則として施工計画書に、名称・寸法・規格番号・製造会社名および納入時期を記載し、日本産業規格 (JIS)・日本水道協会 (JWWA)・日本下水道協会 (JSWAS) の規格品、JIS 認定許可工場製造のコンクリート製品</p> | <p>修正</p> |

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| <p>P5</p> <p>P6</p> | <p>⑤特別注文品及び、日本工業規格（JIS）・日本水道協会（JWWA）・日本下水道協会（JSWAS）の規格外品</p> <p>(13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める率先利用品目資材をいう。</p> <p>(8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工事業に係る許可業者か、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。</p> <p>《再生品の利用》</p> <p>(11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。</p> <p>ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。</p> <p>1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査意見書の工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。</p> <p>本調査の対象品目は、表1の通りである。</p> <p>2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。</p> <p>(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/</p> | <p>を除き、カタログ等の資料を添付し提出すること。</p> <p>⑤特別注文品及び、日本産業規格（JIS）・日本水道協会（JWWA）・日本下水道協会（JSWAS）の規格外品</p> <p>(13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。</p> <p>8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。</p> <p>《再生品の利用》</p> <p>(11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。</p> <p>ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び「県建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。</p> <p>なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査意見書の工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。</p> <p>本調査の対象品目は、表1の通りである。</p> <p>2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。</p> <p>(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>修正</p> |
|---------------------|---|---|---|

| | | | |
|------------|---|--|---|
| <p>P14</p> | <p>から建設副産物情報交換システムにログインする。</p> <p>システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。</p> <p>(2) 当初契約時点でのデータを入力する。(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成)</p> <p>(3) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、施工計画書に添付する。</p> <p>(4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。</p> <p>(5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。</p> <p>(6) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。</p> <p>イ 建設発生木材のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</p> <p>ウ 建設発生木材等のうち伐木材、伐根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</p> <p>(2-4関係様式-1)</p> <p style="text-align: center;">確 認 届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> | <p>http://www.recycle.jacic.or.jp/</p> <p>から建設副産物情報交換システム(COBRIS)にログインする。</p> <p>システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。</p> <p>(2) 当初契約時点でのデータを入力する。(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成)</p> <p>(3) COBRISの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、施工計画書に添付する。</p> <p>(4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。</p> <p>(5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。</p> <p>(6) COBRISの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。</p> <p>イ 建設発生木材のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</p> <p>ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。</p> <p>(2-4関係様式-1)</p> <p style="text-align: center;">確 認 届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p> |
| <p>P15</p> | <p>(2-4関係様式-2)</p> <p style="text-align: center;">建設発生土搬入のお知らせ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> | <p>(2-4関係様式-2)</p> <p style="text-align: center;">建設発生土搬入のお知らせ</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> | <p>修正</p> <p>修正</p> |

5) 施工体制台帳

1. 一般事項

請負者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成 26 年 12 月 25 日付け国土建第 198～202 号）に従って記載した施工体制台帳（工事担当技術者台帳を含む）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

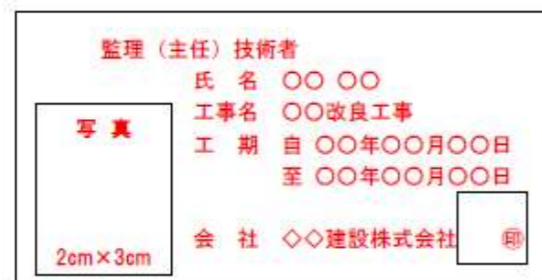
2. 施工体系図

第 1 項の請負者は、国土交通省令及び「**施工体制台帳の作成等について（通知）**」（平成 26 年 12 月 25 日付け国土建第 198～202 号）に従って、各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第 1 項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

名札の標準図



【注1】 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

【注2】 所属会社の社印とする。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督員に提出しなければならない。

5) 施工体制台帳

1. 一般事項

請負者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「**施工体制台帳に係る書類の提出について**」（平成 30 年 12 月 20 日付け国官技第 62 号、国営整第 154 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け、国空安保第 763 号、国空交企第 643 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

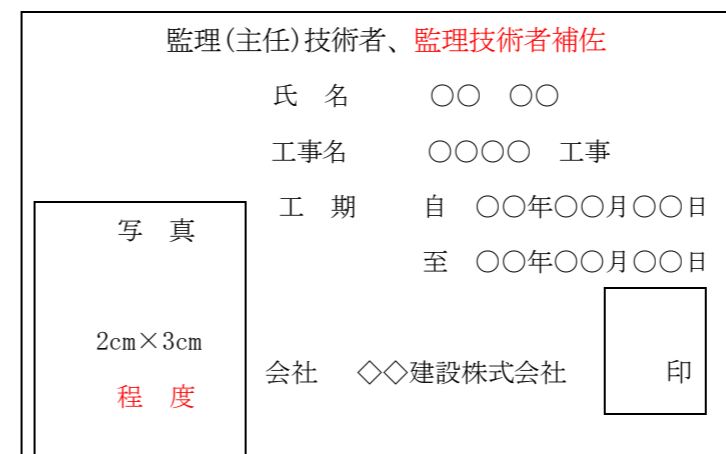
第 1 項の請負者は、国土交通省令及び「**施工体制台帳に係る書類の提出について**」（平成 27 年 3 月 30 日付け国官技第 325 号、国営整第 292 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空安保第 763 号、国空交企第 643 号）に従って、各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第 1 項の請負者は、監理技術者、**監理技術者補佐**、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

名札は図 1-1-1 を標準とする。（監理技術者補佐は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規程する者をいう。なお令和 2 年 10 月 1 日以降において監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）

名札の標準図



【注 1】用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 【注 2】所属会社の社印とする。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その**都度**速やかに監督員に提出しなければならない。

修正

修正

追加

追加

追加

追加

修正

P22

(1 1) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書

1. 保険加入の義務

請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

請負者は、雇用等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びそのたの事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(様式3号)

(宛先) 座間市長

年 月 日

所在地

氏名

印

建設業退職金共済証紙貼付実績報告書

次のとおり共済証紙を貼付したので報告します。

| 工事名 | 請負区分 | 元請 | 下請 |
|--------|----------------------|-----|-----|
| 工事場所 | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 | | |
| 被共済者氏名 | 被共済者手帳番号 | 4月 | 5月 |
| | | 6月 | 7月 |
| | | 8月 | 9月 |
| | | 10月 | 11月 |
| | | 12月 | 1月 |
| | | 2月 | 3月 |
| | | 合計 | |
| 貼付枚数 | | | |
| 購入枚数 | | | |

P30

(1 4) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

本仕様書は、座間市が実施する道路（国道、主要地方道、県道、市道）での工事等について適用する。

なお、本仕様書に記載なき事項は「座間市土木工事共通仕様書」第1編 共通編 第1章 総則第1節 総則 1-1-1-26 工事中の安全確保によるものとする。

(1 1) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書

1. 保険加入の義務

請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(様式3号)

(宛先) 座間市長

年 月 日

所在地

氏名

印

建設業退職金共済証紙貼付実績報告書

次のとおり共済証紙を貼付したので報告します。

| 工事名 | 請負区分 | 元請 | 下請 |
|--------|---------------------|-----|-----|
| 工事場所 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日 | | |
| 被共済者氏名 | 被共済者手帳番号 | 4月 | 5月 |
| | | 6月 | 7月 |
| | | 8月 | 9月 |
| | | 10月 | 11月 |
| | | 12月 | 1月 |
| | | 2月 | 3月 |
| | | 合計 | |
| 貼付枚数 | | | |
| 購入枚数 | | | |

(1 4) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

本仕様書は、座間市が実施する道路（国道、主要地方道、県道、市道）での工事等について適用する。

なお、本仕様書に記載なき事項は「座間市土木工事共通仕様書」第1編 共通編 第1章 総則第1節 総則 1-1-1-27 工事中の安全確保によるものとする。

追加・修正

工事期間平成→令和
修正

修正